

る補償の問題も具体的に出てくると思つておりますし、スピード一に生活再建をしていただく、あるいは雇用の創出をしてもらうということが今まで最優先の課題であると私は認識をしておりますし、御努力を関係者の方々にはお願いをしたいと思います。

地域的には、御存じのとおり、福島県の浜通り、双葉郡とそして一部南相馬市が入っておりましたが、相馬市を加えますと、この福島県の浜通りというのは、地域的には面積としては香川県と同じぐらいの面積でありますから、国土の活用の中で大変なそういう面では大きな不安を抱えての今状況ではないかと認識をいたしております。

既に、一時帰宅禁止ということから二十キロ、三十キロ圏内の皆さん方が避難をされておる。この双葉郡は七万一千人の人口を抱えておりますが、既に十四万の方々が避難をされておりまし、企業も休止をしておるという状況に立ち至つています。

一次産業、二次産業、三次産業、それぞれ、一次産業も重要でありますし、また製造業もござります。そしてまた、商店街、いろいろ報道されますが、大変この姿は痛ましい状況になつてきておるところでありますので、今、日本政策金融公庫も福島市といわき市に支店を置かれておると、こういうことがあります。この事態、生活圏、経済圏が失われてしまったと、こういう事態の中で、今までお仕事も支援もしていただきておるわけであります。どういうふうにとらえられておりますか、御説明をいただければと思ひます。

○参考人(安居祥策君) まず、今回の大震災によりまして被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

初めに日本公庫としての取組について御説明させていただきますて、その後、今おつしやった双葉郡の状況につきましてお答えいたします。

まず、日本公庫では、東日本大震災により被害を受けられました中小・小規模企業や農林事業者

等の皆様からの御相談に政策金融機関として迅速かつきめ細やかに今対応しております。

具体的には、大震災の起きました三月十一日付で全国の支店に特別相談窓口を設置し、被害影響を受けた方々からの融資相談及び返済相談に応じるとともに、土曜日、日曜日、祝日を含めこれまで百十一か所で関係団体とともに連携して出張相談をしてまいりました。こうした出張相談の取組は今後とも継続し、お客様の利便性を高めていきたいというふうに思つております。

また、これらの県の支店では元々約五百名の職員が勤務しているところでございますが、本店やほかの支店から延べ約百人の応援部隊を派遣いたしまして人員の増強を図るなど、日本公庫が一丸となって万全の支援体制を整備しております。これららの取組などによりまして、四月二十六日現在で累計の相談件数は三万七千五十五件となつております。

○委員長(藤田幸久君) 総裁、そろそろおまとめいただいてよろしくございますか。

○参考人(安居祥策君) はい、よろしいですか。

○田中直紀君 また後でじっくり聞かせていただきます。

今後も、災害復旧貸付け、セーフティーネット貸付け、農林漁業セーフティーネット資金や、担保保証人に依存しない制度の最大限の活用など、政策金融機関として総力を挙げて対応していく所存でございます。

また、返済条件の……

○参考人(安居祥策君) 簡潔にお願いを申し上げます。

○参考人(安居祥策君) はい。

○田中直紀君 ちょっと済みません、次また質問いたしますので、済みません。ちょっと時間ががります。

○参考人(安居祥策君) はい。

それでは、続いて双葉郡の状況について申し上げますと……

○委員長(藤田幸久君) 簡潔にお願いをしたいと申しますので、済みません。ちょっと時間ががります。

○参考人(安居祥策君) はい。

福島県のデータによると、郡の総生産が六

千五百億円ということで、福島県の中では第二次産業の割合が多い、特にエネルギー等の総生産額の割合が高いという特性でございます。

双葉郡における日本公庫の取引先は七百六十五社ございまして、これらの取引先については、当方からの接触や、先ほど御説明した特別相談窓口や出張相談等により被害状況の把握に努めているところでございます。こうした取組などを通じたところです。

また、これらの県の支店では元々約五百名の職員が勤務しているところでございますが、本店やほかの支店から延べ約百人の応援部隊を派遣いたしましたので、資金繰りに……現場が避難区域に指定されたことに伴い工場がストップしたため、工事代金回収の見込みが立たなくなつたので、資金繰りに……

○委員長(藤田幸久君) 総裁、そろそろおまとめいただいてよろしくございますか。

○参考人(安居祥策君) はい、よろしいですか。

○田中直紀君 また後でじっくり聞かせていただきます。

この画面からいまして、経済産業省から来ていただいているが、この緊急時避難準備区域というのを指定されましたけれども、既に政府は自主避難というものをまずやつておるということありますから、もう既に避難をしているんですね。これは私は変更すべきだと思います。七万の方々の避難に加えて、既に自主避難で十四万人も避難をしておるのを今更緊急時避難準備区域といふのはこれは当らないということで、そういう面では正式な避難をする。そして、一次産業、二次産業、三次産業、これらはなかなか経済の裏付けもなければそこに帰れないわけですから、そういう面では、この二十二キロぐらゐのところに原町、旧原町ですね、南相馬、工場がたくさんありますよ。工場を開けるというような指示が来ないと、こういうふうに言つておりますから、既に、国としては、二十キロから三十キロの生活圏、経済圏というのはもう失われてきておると、

自主避難ですね、そういうことを認識をして、さらに政府が正式な対応をすることを要望をいたします。

それから、避難されている方々に、ついでに聞きますが、五百億円の支払ということでありますけれども、東電が、この次の資料を見ていただきますと、連結ですが、一兆八千三百十四億の利益からお金が出ているということかということでありますが、五百億円の支払ということでありますけれども、東電が、これしなきや駄目ですよ。これを救うかどうかは、これはこれから政府なり株主と相談するわけであります。が、今できることは利益剰余金を全部被災者の皆さん方にお支払いをするだけの被害、大変な被害ですから、まず、東電を救うかどうかは、これはこれから政府なり株主と相談するわけであります。

この面からいいますと、経済産業省から来ていただいているが、この緊急時避難準備区域というのを指定されましたけれども、既に政府は病院に奥さんが入つていて見舞いに行きたいといふことで別に避難している方も、もう散り散りばらばらになつていてるわけですから、現実からいうと、世帯当たりで百万円なんというの、これは一桁違うんですよ。そんなことを今やつておると、この福島の第一原発は、今年の二月に五十年の継続を国が認めてるんですね。避難をしておる方々に聞きますと、いや、そのときちょっと心配だつたんだと。もう三十年が、耐用年数は正式には決めてないようでありますけれども、三十年が四十年になつて、また五十年この二月に認めた途端にこういう事故になつているわけです。

ですから、地震、津波ないしは、プラス、これから判断でしようけれども、設備の老朽化に

よつてこの事故が起きているわけですね。そういう面では、国が国策でやつていて、そして責任が所在が分かっているわけありますから、もう至急私は賠償を国がやるべきだと、こういうふうに思いますが、経済産業省、簡単に、そして財務大臣にも御質問申し上げます。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

今回の原子力発電所の事故に関しては、原子力損害に関して一義的には原子力事業者である東京電力が責任を負うものと考えておりますが、被害者の保護の観点から国としても万全を期すということでございます。

具体的には、原子力損害賠償法に基づきまして、原子力損害賠償補償契約の範囲、これは東京電力との契約に基づきますし、この契約額を上回る部分、これは東京電力が責任を負いますが、被害者保護の観点から、国が、政府が必要な援助を行なうということで対応してございます。

今御指摘のありました東京電力による仮払いの補償金でございますが、この金額でございますが、これは被災者の生活再建支援制度に基づいて、震災の被災者に支払われる支援金、これが世帯単位であることも踏まえまして、この並びで東京電力として判断したものでございます。

他方、この仮払いの補償金はあくまでも第一弾の緊急的な措置として実施をしておるものでございまして、今後、原子力損害賠償法に基づきまして、今原子力損害賠償の紛争審査会で賠償の範囲等の指針を取りまとめる作業を行なってございます。これに基づきまして東京電力から可及的速やかに賠償金の支払が行われるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○國務大臣(野田佳彦君) 先生、余りお時間もな

いので端的にお答えしたいと思いますけれども、

政府補償契約の支払については、実施時期や使途などについては東京電力の行う損害賠償を踏まえて検討する必要がございます。今日も三回目の審査会が開かれて、第一次指針が出るのではないか

と言われています。こういう検討を踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○田中直紀君 前に大門議員から原子力損害賠償制度の概要とということでお配られておりましたので、それを拝見しておりましたけれども、あくまでも地震、噴火、津波という原因に基づいて発生した原子力の発電の事故というのは十二百億円、

これは電力会社が、一般会計の方なんでしょうか、この保険金、どの程度払っているか私は確認しておりますが、保険としては国との話でできている制度ですからね、これはもう支払っているんだと思いますが、ここで確認してもらいたいと思います。

ですから、その支給はもう検討じゃなくて当たり前に千二百億円すぐ国が出ないと、そして、その上にどれだけのものを国が負担していくかと、いうのはあるわけですから、この制度の見方がちょっとと違つておるのはないかと思いますし、それから、生活再建支援法と原発の関係というのは一切、地震はありますけれども、原発に關係する生活支援法というものはまだできていないんですよ。それを適用しているというのはちょっとおかしな話で、もうこれは基本的人権であります。

原発で、そして避難しているわけでありますから、一人一人の生活圏、経済圏が失われたわけでありますから、これはもう必ず一人当たりまず支給をする。そしてまた、金額も、六ヶ月から九ヶ月という期間を国が東電が出したのを認めたわけでありますから、まず九ヶ月の生活費を払わなければいけないんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(横尾英博君) 東京電力の仮払いの補償金は第一弾の緊急措置として取りあえず支払ったもので、その意味で、先ほど申し上げました被災者生活再建支援制度との並びで東京電力の方で払つたものでございます。

これはあくまで第一弾でございますので、今財務大臣からも御答弁ございました原子力損害賠償の紛争審査会、これ今日第一次指針が出るよう伺つておりますが、これを踏まえまして東京電力

がこの指針に従つて損害賠償を行つていくということで、これが可及的速やかに行われるよう私どもとしても取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○田中直紀君 大臣、いかがですか、見解は。○國務大臣(野田佳彦君) 今の経産省の答弁のところ、あるいは日本の国内でもこういう問題について積極的に行なわれておられる地方公共団体、それらが責任を果たす。その制度があるわけですから、その責任を、千二百億というものは今の事態の中では速やかに予算化して、そして実行するというのが今被災者に対する責務ではないかと思ひますので、御検討をいただきたいと思います。

いや、JBICの問題が一問だけ、時間がありませんので質問をいたしたいと思います。JBICをめぐつては、昨年の常会にも、株式会社日本政策金融公庫法改正によりまして地球温暖化の防止等地球環境保全の目的機能が追加されております。これは、京都議定書残存期間の平成二十四年までの三年間に官民合わせて百五十億ドルの支援を行うことといたしております。鳩山イニシアティブの中核を成すものでありますから、あるいは重要なところになるべく効率の上がる形で資金の供与をしていきたいというふうに思つておられます。

○田中直紀君 原発輸出はちょっと難しくなりましたけれども、水の問題あるいは環境、高速道路、そしてまた鉄道、いろいろと海外のインフラ輸出見込めるわけでありますから、大いに、この法案を改正した後、JBICの皆さん方にも頑張つていただきたいと思います。

以上でございます。

○政府参考人(横尾英博君) おはようございます。自由民主党の塙田一郎です。よろしくお願いをいたします。初めて、震災を受けての輸出減少に伴う問題点について一問質問をさせていただきたいと思います。

震災以降、非常に日本のサプライチェーンの問題等が指摘されているわけでありますけれども、元気な地域からの輸出についても、その輸入を受け入れる国から、いろいろなこの放射線の問題についての懸念があるために輸入が、受け入れない

お伺いをいたしまして質問を終わらせていただきます。

二〇一〇年、一一年、一二年の三年間で百五十億ドルの資金供与をするということでございまして、ODAのチャネルと合わせまして私どもの方も仕事をするということで今行わさせていただけます。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

JBICでありますから、是非引き続き環境対策に努力をしていただきたいと思いますが、現況を

問題が出てきております。私の地元も燕三条地域のような輸出品の生産地を抱えているわけあります、そうした地域から従来どおり安全である商品を輸出しようとしても、相手から、それは本当に放射能汚染されていないのかをきちっと証明をしてもらわないと受け入れられないというようなことを言われるという声が上がっているわけであります。

こうしたことに対する、そつはいつても、各自が自分たちでこうしたことの証明をきちっと取つて、中小企業の皆さんができるということはなかなか難しいわけありますから、この辺りについて政府としてどのような対応を取られているのか、経済産業省、御説明いただきます。

○政府参考人(厚木進君) お答え申し上げます。

政府といたしましては、各國政府や、あるいは御指摘のあつたような海外企業が過剰に反応をして科学的、合理的な判断に基づかない不当な措置を採用することを防止することが必要だと考えております。そのために、放射線物質の拡散について正確な情報を内外に提供するとともに、不当な要求がないか、各國の動向について情報収集を行い、必要に応じ各國政府に働きかけを行つております。

また、我が国製品が放射能検査証明を求められた場合に備え、国内企業向けに放射線検査機関の紹介や商工会議所による簡便な証明サービスの周知を行つております。このうち商工会議所の簡便な証明は、文部科学省が公表しております都道府県別の環境放射能水準のデータに基づきまして、輸出產品が生産された都道府県の環境放射能水準について、それが国際的な勧告のレベルを下回ることを証明するものでありまして、主要会議所において先週末までに既に千四百件以上が発給されたというふうに承知しております。

また、検査機関を利用する場合に事業者側で検査料を負担しなければならないということから、輸出事業者の負担を軽減するため、放射線検査料の一部を補助する事業を今般の補正予算に盛り込

んでいるところがございます。これにより、中小企業については通常の検査料の一割の負担で検査を受けることが可能となります。

今後とも、先生おっしゃられたように、我が国輸出者が不利な立場に置かれることがないよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○塚田一郎君 御説明をいたいたその商工会議所等の証明ということは、それは一つの方法論だと思います。しかし、これは放射線が地域のレベルを示したという内容なわけですね。その負担をしていただき検査を受けていただくための負担をするということも、それは制度としてはいいと思いますが、むしろ輸出される方は、こういう地域の製品であれば安全だということをもう国が証明書を、商品の保証を出すみたいなことぐらい思ひ切つてやつてもらえないかということで、その地域の放射能レベルの話を客観的に表現するだけではなくて、国が、もう経済産業省が主導してそういう保証を付けるぐらいのことをやつてくれないかと、そういう声も上がつてゐるわけですが、中山政務官、来ていただいているんで、いかがですか、前向きにその辺り検討していただけないでしょうか。

○大臣政務官(中山義活君) 今委員のお話、これはいろいろな委員会でも同じような意見も要望として大変出ております。中には、検査機械を外国に貸与するとか、差し上げるとか、そういうこともありました。このうち商工会議所の簡便な証明は、文部科学省が公表しております都道府県別の環境放射能水準のデータに基づきまして、輸出產品が生産された都道府県の環境放射能水準について、それが国際的な勧告のレベルを下回ることを証明するものでありまして、主要会議所において先週末までに既に千四百件以上が発給されたというふうに承知しております。

次に、今回の方改正の目的の一つとして、我が国産業の国際競争力の維持及び向上ということであります、これは例えばインフラ輸出などで各國と競合するときにどのようにして我が国の産業

が打ち勝つていくかということを支援するということを意味しているんだというふうに思いますが、この点について、今回の改正がどのように資本等の需要が今出てきていると、二〇二〇年から二〇三〇年にこれ二兆千億ドルの規模になるんではなかという、そういう需要がある中で、先進国のみならず、中国、韓国等がその取組に向けて大変熱心に行つています。それに比べると、我が国は残念ながら周回遅れの感がござります。この立て直しのためにも、J-B-I-Cを機能強化させて、その需要を取り込んでいくことが大事だと思います。

先進国向けの輸出金融であるとか短期のつなぎの融資とか、M-AンドAを実践するための投資とか含めて、そういう機能強化をさせていただいたというのが今回の趣旨でございまして、委員御指摘のとおり、我が国の産業の国際競争力の維持向上に資するものだと確信をしています。

○塚田一郎君 今大臣の方から、中国とか韓国は一生懸命やつているので我々は周回遅れだと、頑張らなきゃいけないというお話をあつたんですけど、まさに過去のケースを検証していくといふことで、今後の問題として今お話しになつたことを重く受け止めまして、よく研究をしてみたいというふうに思います。早急に研究をします。

○塚田一郎君 前向きな御答弁をいたしましたので、是非その点も含めて、現場の声をきちっと反映した形で前向きにやつていただきたいというふうに思います。

次に、今回の方改正の目的の一つとして、我が国産業の国際競争力の維持及び向上ということであります、これは例えばインフラ輸出などで各國と競合するときにどのようにして我が国の産業

丸となつてやつていく必要があるというふうに思っています。その点で、前回のベトナムでは、前総理の鳩山先生から親書を送つてもらつたり、経済産業大臣も行きました。我々も、事務的な手続をできるだけ早くやれるように何回も行つてまいりました。それと同時に、やはり最終的には、インフラも輸出するときには設計からメンテまでというようなパッケージで売つていくと、いうことが大事だといふことがあります。そこで、そこまでやつてくれるなら、いわゆるスマートグリッドとかそういう部分がすぐさま現地で導入される、というふうに思いました。それで、パッケージでいろんな説明をいろいろ行つたところ、ああ、そこまでやつてくれるなら、ということです。ただオペレーションの会社が電力会社でございますので、ここは原発に関しては一旦やはり相当地々も見直しをしながら安全性を確保する必要があるというふうに思いました。

○塚田一郎君 U-A-Eのときは、李明博大統領は現地、U-A-Eに行かれてトップセールスを行われたと、一方で鳩山総理は電話しか掛けなかつたと、普天間問題でお忙しかつたのかもしれませんのが、そんなことを報道されておりまして、そういう反省を持つて今度ベトナムで頑張つていただきたいということはよく分かるんですが。

そこで、気になることは、韓国がどういう条件でこの受注を勝ち取つたかということを少し見ておきたいんですが、この中に、建設費等の問題もありますけれども、六十年間の運転支援保証みたいなことが盛り込まれているというような話が報道等で出ております。この辺りの特に気になるところは、六十年間の運転保証というのははどういうものなのか、把握されているんでしょうか、経産省は。

○大臣政務官(中山義活君) 一つは、これ過去の負けてきた例というのはトップセールスが足らなかつたということで、少なくとも総理大臣、外務大臣、そして財務大臣、そして経済産業大臣、一

一原発の一號機のプラントは四十年たつておりま

得るのかどうか。私、日本製鋼にも行つていろんな話を聞いてまいりました。日本の場合も、今は大体一体鑄造が多いんですが、四つか五つのやつを組み合わせて造るようなものは非常に危ないと。ですから、韓国の方にそういう技術があるのかどうかというところもかなり議論をいたしましたが、やはり本当に安全ならば六十年ということを言えるというふうに思うんですが、私たちはどういう交渉をしたとかそういう内容まではちょっと実は分からんんです、本当に六十年って言つたのかどうか。韓国自身がまだ六十年の経験をいたしておりませんので、果たしてそういうことが言えたのかどうか、この辺は定かではありません。○塚田一郎君　はつきり分らないということあります、そのよう報道もされておりますし、何らかのそういう長期の運転保証のようものがあつただろうと推測されるわけでありますね。

そうすると、私は問題提起をしなきゃいけないのは、そういうことと競合をしてやつていくのかどうことなんですね。まさに、今おっしゃっている四十年たつた原発の現状というものを、我々はこの日本の中で、福島の第一原発という形で、この地震という、津波という災害の中で直面をしているわけでありまして、仮にこういう長期保証がこうしたプラント輸出の競合条件になつたときに、それを本当に我々は競合の条件として、日本としても、そういうものを保証するということを言ってまでそういうものを受注をしていくのか。しかし、相手はそういうことを言つているわけですから、本当にそれで競合していくのか、この辺りどのようにお考えですか。

○大臣政務官(中山義活君)　今回で分かつたことは、やはり何かあったときに外部からすぐ緊急でできる電力を供給するということがまず一番大事である。止める、冷やす、閉じ込めるということの安全の三原則をしっかりとできるかどうか。

ですから、継続的に保証することも一つなんですが

すが、私たちちは、もう一つはJBIC等を使つて、それからNEXIを使って、本当に外国が日本のを受注しやすいような条件を逆につくつてあげるということで、長期に保証するだけではないと思うんですね。これ、発電というのは必ず送電と配電が伴うんです。ですから、この辺のサービスもしっかりやつていくということが大事で、果たして六十年のそういう約束をすることが本当にいいのかどうか。

やはり、我々は設計の段階で教育も含めてやろう。ですから、あるときには皆さんの国の事業として独立してやつてくださいよということですから、教育も含めて私たちは設計もやっていこうと。この教育の中で、やはり最終的に責任を負うのは買った国の方だというふうに思いますし、その安全性について我々が、今回のことも含めてもう最大限アドバイスするということになるというふうに思います。

○塙田 郎君 政務官は保証ということには少し慎重であるというようなトーンに承つたわけですが、この辺りが、今ごろ韓國慌てているかもしれませんけれども、非常に私はこれからインフラ輸出、特に原発の問題では大きなポイントになってくるんだと思うんですね。

ある程度のそういう保証を付けざるを得ないとした場合に、それに伴う事業リスクというものは非常に大きくなつていい。国によつて実は原子力の損害賠償制度というのは異なつていまして、日本の場合には無限責任が事業者に問われるわけですが、有限責任の国もあるんです。それはそれぞれの国ですからそれも含めいろいろ見ていかなければいけないわけですが、ただその相手国がどういう原子力発電に対しての制度を持つていて、かといふこともきつと認識をしながら、これからやつていかなければならない。

しかし、受注をするときにはそういう高いハードルを出してくる国もあるかも知れないんですね。仮に、そういう保証をある程度受けざるを得ない、六十年ということは少し長い期間過ぎると

思いますが、ときに、その財政的なリスクといふことがこれ伴つてくるわけですね。あるいは運転ができない場合の違約みたいなことでお金を払わされるようなことも発生しないとは限らない。この辺りの財政的なリスクもこうしたJ B I C の制度で考え得るものなのか、財務大臣、どうですか。

○國務大臣(野田佳彦君) 政策金融を推進する上で国民に負担を生じさせることのないように、より一層のリスク審査、リスク管理、万全を期していかなければいけないと思います。機能を強化する分、そのリスク管理は併せてしっかりとやつていかなければいけないとということで、外部にもこういう審査する機関を設ける等々、これまでも内部ではきっちりとした牽制、統制はしてまいりましたけれども、外部にもそういう機関をつくってリスク管理をしていくと、そういう方向性を打ち出しております。

○塚田一郎君 是非、これは問題提起であります
が、こういう大きなインフラ輸出に伴う事業、リスクというのは非常に大きくなるわけですから、それがゆえに民間だけではやり切れない部分も出てくるわけで、こうした政府系の金融機関の役割があるんでしようけれども、その辺りが通常のレベルの輸出とはまた違つてくるインフラ輸出なん
で、きちっとその辺りのリスク管理をどこまで負
えるのか、その辺りもきちっとこうした制度の中
で考えていくべきだときたいということをお願い
をさせていただきます。

さはさりながら、今回の原発事故に伴つて、世界が原子力発電の見直しという方向に今動いている状況も見えてくるわけであります。経産省にまづお伺いをしたいんですが、今回の福島第一原発の事故を受けて、世界の原発推進に向けた計画等の変更が生じていないのか、動向について御説明願います。

等、いわゆる原子力の先進国につきましては、完全性の再点検等の動きはございますが、原子力発電そのものに対する基本的なこれを活用しようという姿勢、これは変化がないものというふうに承知をしております。

他方におきまして、ヨーロッパの一部の諸国、ドイツ、イタリア等におきましては、原子力発電を再開なり延長する動きがあつたのが、もう一度見直しをして、場合によつては凍結をしようという動きがあるというふうに承知をしております。

それから、委員これも御指摘になりました、いわゆるこれから原子力発電を導入しようとするベトナム、トルコ、ヨルダン等につきましては、計画を維持を表明をしているというふうに認識をしております。

○塚田一郎君 慎重になる國も出てきているということだと思いますが、じゃ我が國として、この原子力輸出を、インフラの輸出の中で大きなウエートを占めていると思うわけですが、まあ今の現状は当然のことになりますが、今後こうした原発輸出の戦略を見直していくのか、経済産業省、政務官、お願いします。

○大臣政務官(中山義活君) 実はヨルダンのリファイーイ首相とも私も交渉しまして、実際いろんなお話をしまいました。そのときに、柏崎の問題を出して、日本の原発は震度六にも十分耐え得るし、IAEAが一番早く安全宣言してくれたというようなことを売りにしてお話ををしてまいりました。かなり、抱き合つて協力を頼むと言われて、私たちもこれは受注を受けたという確信を持つて帰ってきたんですが。

しかしながら、こうやつていろんな事故がありますと、本当にその安全というのはどうやってやつたらいいかということ、これをもう一度緊急に見直していかない限り次には進めないというふうに思います。それにはやはり福島第一の原発のこの収束を少しでも早くやる、それをやらないうちはなかなか前に出られない、こう思います。しかし同時に、外国の経済が止まっているわけでは

ありません。それもしつかり考えながら、少しでも早く安全の方法を的確につかんでいくということだと思います。

○塚田一郎君 厳しい現状を踏まえつつも、また推進に向けていきたいということだと思いますが、いい話ばかりではありませんで、実は既に日本の東芝と東京電力が進めていた原発増設計画が、アメリカ電力大手のNRGエナジーからこれについては今回取りやめるという発表をされていました。このことも事実出てきているわけでありますから、今回のこうした状況でやはり大きな影響が出てくると考えざるを得ないのかなというふうにも思うわけであります。

そうすると、原子力の部分については慎重に取り扱いながら今後また頑張っていくということになると、ほかにどういう分野で戦略として伸ばしていくのかということが次に議題になってくるわけですが、新幹線のようなすばらしい技術もありますけれども、ほかにどういう分野を輸出の目玉と考えられているんでしょうか。

○大臣政務官(中山義活君) ベトナムとかインドネシアへ行きますと、やっぱり何より大切なのは電気なんですね。私たちは電気があるのを当たり前に思つておりますが、外國へ行きますと、まだ停電とかいろいろあります。本当に工業を興していくためにはもう電気以外はないんです、考えられません。

そういう面では、石炭火力、こういうものについても、日本の石炭火力はこれ大変超臨界、超々臨界、ガス化をしてできる限りガスに近い形でやつていく、これCO₂も出ないんです。で、CO₂なんか加えますと全くCO₂の出ない石炭火力といふことが可能になってまいりましたので、これはまず第一だと思うんですね。

かなり、インドネシアでも電力に関してはやっぱりどうしてもやりたいと、やらなければ国の工業の発展が止まってしまう、これはもう厳然たる事実です。それと、やはり水がすごい汚れているというのを感じるんですね。それから中東なんか

は、水の問題でも何が問題かといいますと、海水を淡水に変えるんですが、その水を送る、我々でいえば水道管なんですが、その水道管から四〇%以上の水が漏れているというんですね。これを何とか日本の技術で漏水率をなくしてもらいたい。

ですから、もう数限りなく私はインフラ輸出というのはあると思います。ですから、やっぱりとは、JBIC、NEXI、相手にお金の心配させないような方向があるんではないか。特にNEXIは民間の金融機関も引き入れて、何とか民間の融資もうまく誘導してやつていくために是非、大変有力なものだというふうに思つております。

○塚田一郎君 まだまだ電力供給のニーズは世界で高いと、いろんな安全な技術もある、また水も日本は非常にこういう水の技術も進んでいます、そんなようなお話をありました。

新幹線のお話が出来ませんでしたが、国交省だからというわけではないけれども、私はやっぱり新幹線の技術というのは世界に誇れる技術だというふうに思つております。今回の地震でも新幹線はもうびたつと止まつたわけですね。この地震に対する対応力というのは、私は非常に高いためだと思つりますけれども、私はやっぱり新幹線の技術といふことは世界に誇れる技術だというふうに思つております。今回の地震で

○政府参考人(田村明比古君) 先生御指摘のように、我が国的新幹線を始めとする優れた鉄道システムというものを海外に輸出していくといふこと、これが国成長にとっても非常に重要なことだと想つております。そして、その際に今御指摘がありましたような技術流出のリスクといふのは当然考えていかなければいけないということをございます。優れた技術といふものを他国としっかり差別化し、そしてその優位性を確保していく、これは、例えばその運行システムのノウハウでございますとか、あるいは製造の設計、あるいは製造のノウハウ、あるいは品質管理のノウハウ、こういったものにつきましてしっかりと知的財産のマネジメントをする、技術情報の管理をやるということが非常に重要であるというふうに思つております。

○塚田一郎君 やはり、本当にそこまで御検討いただい。

中国に謙虚さを求めることがどうなのかと私はちょっとと思いますが、実際、日本からもドイツからも、ドイツの場合はシーメンスが技術協力をしたり、いろんなところから中国は技術を得ているわけであります。そうすると、そういういろんな技術を融合して、いつかこれは中国のオリジナルだと言つて必ず海外に売り出していくことは、私は目に見えるというふうに思つんですね。

資料をお付けできなかつたんですが、例えば川崎重工が技術協力をして日本の新幹線と全く同じような形の中国で国産の新幹線が既にできているわけですね。こういうものがこれ、中国で日本のものを作られちゃつて、しかも価格も安く競合されたりすると、これは競争になりませんね。

だから、こういうことを私はしつかり、どこかでこの技術の流出の問題、まあ実は中国はヨーロッパからもこのよつた技術を取つてきているわけですから同じようなことをやられているわけであります。が、こういうことに対してもどうな対応を取つていかれるのか、国土交通省、御説明いただけますか。

○大臣政務官(中山義活君) パッケージで我々はやつていくという視点で今考えておりますので、が、経産省、政務官、どうですか、これ。やつたそのオペレーションの技術とか、日本の技術提携をしてもらつたというような謙虚さが全く私たちはなかつたので残念だなと思つてゐるんですけど、やっぱり日本との技術協定によつてこういふ新幹線が入つてきて、それで中で掃除をばつとしで全くきれいにして滅菌して出ていく、こういう新幹線が入つてきて、それがまさにこの技術を取つていては、それが、こういうことをやつぱりほかの国じや考えられたことがあります。が、こういうことに対してもどうな対応を取つていかれるのか、国土交通省、御説明いただけますか。

そこで、私たちは、今言つたような技術提携も、中国の場合は純国産と言つてゐるんですけど、日本に技術提携をしてもらつたというような謙虚さが全く私たちはなかつたので残念だなと思つてゐるんですけど、やっぱり日本との技術協定によつてこういふ新幹線が入つてきて、それで中で掃除をばつとしで全くきれいにして滅菌して出ていく、こういう新幹線が入つてきて、それがまさにこの技術を取つていては、それが、こういうことをやつぱりほかの国じや考えられたことがあります。が、こういうことに対してもどうな対応を取つていかれるのか、国土交通省、御説明いただけますか。

それで、私たちは、今言つたような技術提携も、中国の場合は純国産と言つてゐるんですけど、日本に技術提携をしてもらつたというような謙虚さが全く私たちはなかつたので残念だなと思つてゐるんですけど、やっぱり日本との技術協定によつてこういふ新幹線が入つてきて、それで中で掃除をばつとしで全くきれいにして滅菌して出ていく、こういう新幹線が入つてきて、それがまさにこの技術を取つていては、それが、こういうことをやつぱりほかの国じや考えられたことがあります。が、こういうことに対してもどうな対応を取つていかれるのか、国土交通省、御説明いただけますか。

○塚田一郎君 ちょっと具体的に納得できないといふふうに考えておりました。

○大臣政務官(中山義活君) ちょっと具体的に納得できないといふふうに考えておりました。

確かに、日本の新幹線は何もハードだけではなくてソフトの一体の技術力が高いということは分かりますけれども、そういうものだつていつの間にか海外にそうした技術が出ていかないとは限りませんから、是非これ政府一体として、特にこのインフラ輸出などにはいろんな知的財産の重要な要素が含まれるわけですから、この辺りの流出についてきっちりとした対策を具体的に講じるということを強く要望させていただきたいと思います。

次に、時間もだんだん迫つてまいりましたので、今日は阿久津政務官から来ていただいておりますが、内閣官房の方にお尋ねをしたいわけですけれども。

御指摘の目標達成の見通しに関しては、今後その実現の可能性をしっかりと検証しつつ、更にどのような取組が必要か検討していくことが重要であると認識しております。

○塚田一郎君　まさにいい機会なんで、立ち止まってその安全性も含めて考えられるということは大事だと思います。

目標を求めていくことも大事ですけれども、質の部分も当然重要なわけですから、そうしたこと をしつかりと踏まえてやられるべきだと思いますが、さはさらながら、政府として目標を立てられて いるわけですから、これが今後どうなつっていくかということはきつとやはり我々にもお示しを いただきたいと思いますし、今後の原発についても、その辺りのことを含めてきつとした議論をして いただきたいということをお願いをさせていただきます。

されでしょ。そんなどこの十九・七兆円の中には、当然、いろんな分野での積み上げですから、原発の輸出なども想定をして、今後、こうした数字を作られていると思いますが、この新成長戦略に見直しが必要になつてくるんじゃないとかいうふうに思うんですが、その辺りいかがですか。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) アジアや世界の活力を取り込むことは我が国の成長にとって不可欠であるため、我が国の優れた技術をシステムとして海外展開する取組を今後もしっかりと推進してやっていかなければならぬというふうに認識しております。

東日本大震災によるサプライチェーンの障害とか、それから電力不足、原発事故による風評被害は我が国の輸出全体に大きな負の影響を与えるおそれがあると思います。まずはエネルギー政策やサプライチェーンの復興に取り組みつつ、原子力発電所等のインフラ輸出についても、その安全性を確認していくことにより日本ブランドへの信認を回復することがまずは重要だと考えておりま

御指摘の目標達成の見通しに関しては、今後その実現の可能性をしっかりと検証しつつ、更にどのような取組が必要か検討していくことが重要であると認識しております。

○塚田一郎君 まさにいい機会なんで、立ち止まってその安全性も含めて考えられるということは大事だと思います。

目標を求めていくことも大事ですけれども、質の部分も当然重要なわけですから、そうしたことを行なっていかなければなりません。それが、さはざりながら、政府として目標を立てられているわけですから、これが今後どうなっていくかということはきちんとやはり我々にもお示しをいただきたいと思いますし、今後の原発についても、その辺のことを持めてきちんとした議論をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。

これは法案に関連して一点ちょっと確認をしておきたいんですが、先進国と開発途上国というとで基準を分けられているんですが、これはどういうところで、例えば私がばつと浮かぶのは、中国はどうちなのと。普通考へると、もう我々の意識では、今お話ししてきたように、もう十分先進国のレベルで、まあODAを出すべきかどうかという議論もありますけれども、思うわけですが、このルール上はどうなっているのかということを教えていただきたいと思います。

○副大臣(五十嵐文彦君) お答えをいたします。

中国は、先進国にはこのJBICの金融支援では入っていないということで、日本と二十九か国、日本以外の二十九か国をリストアップしておまりまして、それ以外の国は実は開発途上国というJBICの業務方法書に定められた、これは内規でございますけれども定められております。これはどういうことかといいますと、OECDの公的輸出信用アレンジメントというものがございまして、そのリスク評価に応じて定められておるところでございます。

○塚田一郎君 まあ国際的な基準にあるのかも

されませんが、中国が先進国じゃないというのは、どう考えてもおかしいし、私はやっぱりODAの対象先にはなり得ないと思うんですね。そういうことを、今回のこの切り分けはいろんな形があるかもしれません、もう少し実態に即してそういうこともやつていていただきたいということを、いろいろこの辺りの制度もつくつて置いていただきたいと思います。

もうあと残り僅かで最後の質問なんですが、も、今回のこのJBICの改正ということは、実は三年前ぐらいのときにつくった形をまた改めて、ということになりますから、非常に短期的に見直しが行われたと。正しい方向であれば状況の変化に応じてそれをすることもそれは政治的には重要なことだと思いますけれども、しかしながら、制度をやはり短期間で見直しを続けていくといふことはいいことではないと思うんですね。

そこで、ぱっと思うところは、そもそも政府が金融機関の在り方というのを今の内閣はどのようにとらえられているのか、このJBICのことだけに限らず、その辺りをお伺いをしたいと思うんですね。特に、この被災を受けて、まさに民間の金融機関だけではなく、政府金融機関の果たす役割、こういうものの見直しの声も上がっていると思います。特に、例えば景気後退局面とかこういう災害時に政府系の金融機関の在り方というものが評価があるわけです。民業圧迫という要素はございませんが、避けなければいけないけれども、一方で政府の金融機関が果たす役割というのも必ずあるわけであります。

この辺りについて、今の内閣として、財務大臣、JBICのことに限らず、ほかの政府系金融機関の在り方についてもここでもう一度考えを貢献していくような方向で考えられているのか、それとも今回のJBICだけのことではかの部分については白紙の状況なのか、その辺りを教えてください。

○國務大臣(野田佳彦君) 従前の政府系金融機関の改革というのは、思い返してみると、政策金融は必要ですと、いろいろ機能はなきや駄目だとなつたが、それを実践をする機関についてはいろいろ整理統合した方がいいんじゃないかという議論がでたんだと思うんです。政策金融は、これはいつの時代でも私は必要だろうと。特に、あのリーン・ショックのような金融危機があつた後とかあるいは今般のよろくな未曾有の大震災があつた後などは、政策金融の出番というのはこれは今まで以上に強まつてくるだろうと思います。というと、は、政策金融は常に必要、あとはその状況に応じてどう対応するかという現実的な対応をせざるを得ないと思います。

私も、たまたま今JBIC法の議論でありますけれども、基本的にはそのほかの政策金融機関についてもこの震災を受けてどうしたらいいかと、議論を全体としてやっていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

○大臣政務官(中山義浩君) ちょっと委員長、お足して。ちょっと補足を。

今回、ソースティップローンとかいろんな新しい考え方も今持つてゐるんですが、これはあくまで民間の金融機関を指定金融機関にして民間の力を引き出そうというのが目的でございまして、今まで政策金融というのは民間金融機関の補完であるというふうに私たちは思っています。されば、金融庁がBIS規制をもつとやりやすいように、お金が出やすいような状況をつくらなければなりません。それで、じや、BIS規制のままやつていて本当にいいのかどうかと思うらしいの、我々はお金が出ていないというふうに申うんですね。ですから、どうしても民間金融機関からお金を出したいということがまず一番大きな目的です。

それから、外国へ行つたときに、やっぱりJICAは使い勝手いいねというのは商社の方にみんないい言われるんですね。それは、十五年、二十年、長いんです。外国はかなり短い期間でお金を貸す

しんばな罔忠くそるや元め力でい補んつける心こで後マの論ろ・融関

ているんで、やはり政策金融機関のいいところというのは、長期でお金が貸せる、つまりみんな貸したいよというのが私たちの趣旨でございまして、特にソースステップローンは今度活用して、できる限り災害の地にお金が回るようにしていただきたい。それから、金融庁にもできる限り中小企業の金融検査マニュアル等を、考え方を変えてもらえばお金が出ていくんじゃないかと、こう思います。

○塙田一郎君 何か野田財務大臣と中山政務官は少しひどいが違つたように聞こえたわけでありましたが、ここはよく政府内で整理をしていただきたいと思いますが、私が言いたいことは、残念ながら我が国は非常に災害というものを多く、こうした直面をしなければいけないという状況な国でありますから、まさにそうしたことを考えながら、政府金融の在り方ということも議論していくことは悪いことではないと思います。

また一方で、民間ができるることは民間がやるべきだということも当然そのとおりでありまして、特に今、海外での話が出ましたが、よく民間金融機関からあるのは、外貨の調達が難しいということなんですね。なので、ここを、要するに外貨が調達できないために思い切って海外での投資ができるといかない。これは、例えば政府が日本のJ-GBか何かを担保に民間金融機関から外貨を、政府が持つていてるわけですから、ドルなどを、こういうものを資金供給をするようなスキームを例えれば考えることも私は方法論だと思いますので、これは答弁は結構ですけれども、そういうことも研究をしていただいて、民間でできることは民間にしかし、最後の部分ではやはり政府系金融機関がしっかりと守っていくと、そういう仕組みづくりをやつていつていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○竹谷とし子君 公明黨の竹谷とし子です。
本日は、国際協力銀行法案について、国民に対する適切な情報開示という観点から質問させていただきます。

本法律案は、パッケージ型インフラ輸出を政府として推進するに当たり、JBICのファイナンス機能を強化する必要があるとして提出をされました。しかしながら、東日本大震災からの復旧復興が最優先課題である現在、本法律案の成立を急ぐ必要があるのかと、国民の目線からは厳しいものがあるということも否定はできません。本法律案によって、JBICがこれまで行うことができなかつた先進国向け輸出金融を可能にすることなど業務が拡大をされ、一部は公布日より施行されます。

この業務拡大について、本法律案の成立を急がなければならぬほどの具体的な案件があるのか、財務大臣の御見解、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今、直接の御質問に入ります前に、前段のところで、何でこんなJBICを急がなければならないのかという国民の声があるというお話をございました。前にもどなたにお答えしたかと思うんですけれども、大震災からの復旧復興が最優先であることは間違いないさせません。一方で、経済成長を実現をするために様々な政策をつくっていくことも大事であって、東日本大震災の復旧復興を通じて日本がもつとすればいい国にしていくという発想と、日本全体が元気になることが復旧復興に資するという、これ相互に関連をする話だというふうに思います。

その中で、なぜ急がなければいけないのかといふ個別の案件なんですが、これ実はいろいろあるんです。具体的な案件を会社とか何か挙げて言ることは差し控えたいと思いますけれども、航空機とか船舶、輸出で現在決定的な局面にあるということで、これらプロジェクトを日本が獲得する後押しになるというふうに思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。
本法律案に対する国民の視線、このようなどきになぜとやはり厳しいものがありますので、国民党が納得できる説明をと申し上げておきたいと思います。

J B I Cは国民の税金により運営されている以上、民間の金融機関よりも透明性の高い情報開示が求められると私は思います。現在、四半期ごとに具体的な融資先等について原則開示を行っていることがあります、秘匿性の高い案件は公開されないこともありますけれども、方向としてはなるべく一般的に開示ができるようなことをこれからも努めていきたいというふうに思つております。

それから、それと併せまして、金融のみならず、民間の金融機関よりも透明性の高い情報開示が求められると私は思います。現在、四半期ごとに具体的な融資先等について原則開示を行っていることがあります、秘匿性の高い案件は公開されないこともありますけれども、方向としてはなるべく一般的に開示ができるようなことをこれからも努めています。

今回の業務拡大を踏まえ、より一層の積極的な情報開示が求められると考えますが、情報開示について、現状と、また今後の取組についてJ B I Cの見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、J B I Cとしても公的機関として説明責任を国民に對して果たすということは非常に必要だということで、今委員御指摘のように、ホームページを通じまして、これまでに行つてきました出融資について四半期ごとに開示をしているということでござります。中身については、どういう金融の種類、出資であったか融資で、あつたか、あるいは保証であつたか、あるいは契約の調印日、それから仕向け国、どこの国で実際にプロジェクトが起こつているか、それから顧客の名前、それから資金の使い道、金額というのを公表させていただいております。

ただ、委員が御指摘のように、リスクが高いかどうかというよりも、その企業 자체がどういうファイナンスをしていくかということを今出すことと自体が企業との競争關係の中で多少問題を生じるものについては今公開を控えているという状況にはございますけれども、方向としてはなるべく一般的に開示ができるようなことをこれからも努めていきたいというふうに思つております。

す。今日の御議論もございましたように環境の問題というのが非常に大きくなつておりますので、それぞれの資金が使われたプロジェクトがどうう環境の問題を起こすのか、あるいはそれを起さないようなチェックがされているかということについての評価についても我々が入手したものについては公開をさせていただいているということございますが、今後ともその方向で進めていきたいというふうに思つております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今回の法案で、JBICの投資金融について中堅・中小企業の海外投資案件に邦銀経由でツーステップローンを供与できるようになります。この点は評価しているところでございますので、今後、それが活用され、中堅・中小企業の海外展開に対してJBICが貢献をしているということ、その取組についても積極的に開示をしていただきたいというふうに思います。

次に、朝鮮半島エネルギー開発機構、KEICOについてお伺いいたします。

JBICは、一九九四年の米朝枠組み合意に基づいたKEDOの軽水炉プロジェクトに対しても政府方針で総額四百七十三億円の貸付けを行いましたが、現在、プロジェクトは停止し、この貸付けは事実上回収不能です。この事態に対して外務省は、お配りした資料の、この資料ですけれども、このスキームで資金返済を実施しています。これは外務省が拠出した資金でKEDOがJBICに債務を返済するというもので、事実上、北朝鮮の債務を日本国政府が肩代わりしている形になつています。

ここで指摘したいのは、この国民負担が明確に情報開示をされていないことです。外務省のホームページのKEDOのページでもこのスキームについては書かれておらず、予算書決算書上では経済協力国際機関等拠出金の内数でしか記載されおらず、正確な国民負担の額、これは明確にされていません。このスキームには、平成十九年度から二十二年度まで約三百六十億円の国

いいですか能力を發揮していただけるような、そういうことも十分考えてまいりたいというふうに思つております。

時間があれば詳しく御説明しますが、これぐらにさせていただきたいと思います。

○竹谷とし子君 済みません。ありがとうございます。

時間超過して申し訳ありません。終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。よろしくお願いします。

国際協力銀行法案につきまして、野田財務大臣にお伺いいたします。

本法案は、大まかに言いますと、JBICの機能強化と組織分離の二つを行おうとするものであると理解しておりますけれども、この機能強化と組織分離は各々別の問題であるというふうに考えております。

JBIC、この十年間業績を見てお伺いしたい

見事今までにはほぼ一本調子で右肩下がりという業績になつております。当期の純利益、そして国庫納付実績ともにこの十年間で二分の一以下になつてしまつてゐる。むしろ官製金融としてJBICは役割を終えつてゐるのではないかと思ひます。

○国務大臣(野田佳彦君) JBICのそもそもの目的というのは、政策金融機関として重要な海外資源を確保することであるとか、我が国産業の国際競争力の維持向上、こういうことが目的であります。利益を最大化するということではございません。また、実績として今たまたま当期純利益とか国庫納付実績のお話をされましたが、出資等の承諾額は十年前に比して約三倍に伸びております。

先ほど来ずっとお話をさせていただいたとおり、インフラに向けての需要がこれからもっと増えていくという中、海外での競争が強まつている。そして、ドル資金を獲得することは民間だけ

では困難になつてきているという状況を考えるといふことは、ますます役割は大きくなつてきているのであつて、役割を終えつてあるという認識では私どもはないといふことでございます。

○中西健治君 先週の本委員会で野田財務大臣は、政策金融改革の経緯にも言及されまして、今後もJBICの民営化はあり得ないということを明言されたわけですけれども、JBIC、業績は下がつてながらも黒字であることは変わらないということです。

この黒字経営の組織を明言されたわけですが、なぜそういうことをしないのか。黒字ですから株式を上場させる、そうしたものを財政に充てていく、そうしたことは十分に考へられるわけですが、なぜそういうことをしないのでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) JBICのそもそもの目的はさつき申し上げたので、重ねて申し上げません。

株主の利益を追求することを目的とする機関ではないということがこれ大前提でございます。また外債発行に対する政府保証など、長期・巨額の資金供与といった業務遂行に必要な資金調達については國の支援が必要でございます。このように、政策金融としての業務を適切に実施をすれば、外債発行に対する政府保証など、長期・巨額の資金供与といった業務遂行に必要な資金調達には、個々の案件は最近、やっぱり大型化、長期化しているわけであって、民間だけで外貨の資金を獲得するということは困難な状況の中で、どうし

てもこれは乗り出していくなければならない状況になつてゐるということが根底にあるということです。第一条には、これは民業を補完をするという旨を書いています。第二条は、第十二条だつたですかね、これは協調融資ということを原則とすることと書いてございますので、この法律上の立て付けからしても、民業を圧迫するんじゃないくて民業を補完する役割である。民業を除いて官で乗り出すということではなくて、民業をサポートしていくんだという、そういう立て付けであるということを御理解いただきたいと思います。

○中西健治君 逆の場合をちょっとお考えいただきたいと思うんですけれども、仮にJBICを民営化した場合、資金調達については政府保証を行うことがで

きなくなるわけでございますので、資金調達コストが上昇して採算を維持しながら他国の類似機関と競争をするということは難しくなるのではないかと思います。

○中西健治君 ありがとうございます。

やはり、先週の本委員会で野田財務大臣は、JBICの行う業務について民業補完だということを、是非ともこれからも守つていただきたいというふうに思いますが。

そうしましたら、今度は組織分離について伺いたいと思います。

機能強化イコール組織分離というふうにはつながらないというふうに私は考えておりますけれども、今法案で掲げら

れております先進国向けの輸出の金融ですとか短期のつなぎ資金供与、あとMアンドAの支援貸付などは民間でも十二分にできるところであるといふことは、民間でも十二分にできないから政府が関与するんですよということを意味していると

たらえられますけれども、こうしたことにJBICが関与することは民業の圧迫にほかならないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 先ほど、竹谷委員の御質問の中で、緊急に迫つていろいろ案件を申し上げました。これは先進国向けの輸出金融であります。ここでの厳しい競争は、それぞれのライバルの国が官民挙げての競争で來ています。ここでやっぱりJBICが入ることによつて競争条件が改善をされるということは、これ間違ひありません。個々の案件は最近、やっぱり大型化、長期化しているわけであって、民間だけで外貨の資金を獲得するということは困難な状況の中で、どうし

てもこれは乗り出していくなければならない状況になつてゐるということが根底にあるということです。第一条には、これは民業を補完をすることと書いています。第二条は、第十二条だつたですかね、これは協調融資ということを原則とすることと書いてございますので、この法律上の立て付けからしても、民業を圧迫するんじゃないくて民業を補完する役割である。民業を除いて官で乗り出すということではなくて、民業をサポートしていくんだという、そういう立て付けであるということを御理解いただきたいと思います。

○中西健治君 今の説明は全く説得力に欠けていると私は思います。

今おっしゃられた、組織分離の理由として機動性、専門性等の確保ということと多額の外貨を外国投資家から安定的に調達するための独自の財務管理を行う必要性、こうしたことを財務省の方は言つてきているわけですから、まず一つ目の機動性、専門性の確保、これはJBIC内部の体制強化でやりくりすればいいだけの話じゃないですか。どうして分離独立が必要なんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) そもそも国際金融業務には国内金融業務とは全く異なる専門性が必要であるということ、また、海外インフラ等の大型かつリスクの大きい分野では、専門性と対外交渉力のある役員が適切なリスク評価に基づく機動的な判断を行う必要があるということ、そういう意味からも分離が必要であるということ、必要となる多額の外貨を安定的に調達していくために、これが国際会計基準も含めて各国で要求されるよう

も、この法案によりますと、会社の目的、組織、会計経理等、現行の株式会社日本政策金融公庫法の規定を引き継ぐ形となつております。それであつて、それだけ行えばいいのではないか

ことだと思います。民業の補完をしなければいけないというのは、十二分にできないから政府が関与するんですよということを意味していると

民営化を前提としない政策金融は日本公庫でやるという、現行の株式会社日本政策金融公庫法の規定を引き継ぐ形となつております。それであれば日本公庫内にとどまつておればよく、組織の分離独立の必然性が非常に乏しいと言わざるを得ないと思います。

○中西健治君 機能強化イコール組織分離というふうにはつながらないというふうに私は考えておりますけれども、今法案で掲げら

基準で海外の投資家にとって明確な財務内容の開示を行ふ必要性が高まるということも予想される。そういう意味で、これに対応するためにも独立した財務管理を行ふ必要があると、こういう理由でございます。

○中西健治君 やはり説得力を欠いていると私は思います。機動性、専門性、大事です。国際金融では非常に大事ですが、そうした人を中心で登用していくべきといふふうに思います。

分離独立の必然性はないだらうと思いますし、後段の外貨調達ということに関してですが、国際会計基準にのつとる財務諸表というのを作ろうということですけれども、どんな財務諸表を作ろうとも、結局のところ、投資家は財務諸表に依拠してJBICの発行する政府保証外債や財投機関債を購入するわけでは決してありません。私はずっとこの仕事をやってきました。そして、海外そして国内の投資家に対してJEXIMそしてJBICの債券を販売してまいりました。こうした外国人投資家は、政府保証そして政府機関としての日本国の信用度に依拠して購入するというだけがござりますので、組織が分離されていよいまいが全く関係ないといふふうに思いますが、この財務諸表を作るということも取つて付けた理由でしかないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 取つて付けた理由じゃなくて、委員のおっしゃるような政府の信用力の問題というのももちろんあると思いますよ。

ただ、政府の信用力以前の問題というのがあって、以前の問題、それはさつき申し上げたところ、JBICの多額の外貨の安定調達には各国の証券市場で求められている財務のディスクロージャーなどに関するルールの遵守、これは信用力の以前の問題です。ルールの遵守というのが必要であつて、国際会計基準への対応も含めてこうした諸外国のルールに機動的に対応しつつ、多額の外貨を安定的に調達していくことを可能にするために分離をし、独立した財務管理を行うということでありまして、例えば我が国の企業にとって

重要な展開先である中国は既に二〇一〇年より、人民元債券を発行する際には中国の企業会計基準又は国際会計基準に基づき財務諸表を作成する必要があります旨のルールを導入をしています。

JBICとしても、このような諸外国の動向に柔軟に対応できるようになければならないといふふうに考えております。

○中西健治君 中国のことはパンダ債のことも私はよく存じておりますけれども、そうしたことには柔軟に対応できるようにならなければなりません。

私は考えているということでございます。

いろいろ理由が付けられていますけれども、今

法案では、機能強化のうち先行実施可能なものに

ついては会社の設立に先立ち平成二十三年度中か

ら行うといふふうに言つておるわけでございま

す。組織分離しなくても十分に業務が実施可能と

いうことをこれは表しているじゃないですか。組織

分離は必ずしも必要ないということではないで

しょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) これはもう各方面から

の要請に基づいて平成二十三年度から先行実施す

るもののが幾つかござります。一つは、先進向け輸

出金融、短期のつなぎ資金を供与する投資金融、

MアンドAを行うための投資金融等々ございま

す。これらは、もちろんそれはやつていくわけで

ありますけれども、これらをより力強く推進をす

るために、先行しているこういう対象業務を始

めとするまた新しい業務等を推進をするために

は、相當規模で本格的に実施していく体制の整備

が必要であるということで、今回の法案の提出に

至つているということございます。

○中西健治君 組織分離の理由にはならないので

はないかと思います。

そして、JBICにはかねてより財務省の有力

官僚の天下りポストを提供しているという指摘が

ございます。今のJBICでも、専任、専担と企

画部門を合わせてJBICの経営に携わっている

役員の数は十名いるわけすれども、経営責任

者を含めて四名が元官僚、うち三名は財務省、そ

してうち一名は元財務次官ということになつております。

天下つてはいる先輩官僚に肩身の狭い思いをさせ

ない、そして将来的に居心地の良い天下り先を確

保するため、要するに財務省のための組織の分

離なのではないでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 天下り先の確保を目的

とした法改正ではございません。先ほど衆申し上

げているとおり、機能強化、これが柱となつてい

ます。

新JBICを含む特殊会社の常勤役員人事に関

しては、閣議決定におきまして、民間企業に近い

形態であり経営の自主性を尊重するのは基本とし

ながらも、特殊会社の常勤役員のうち公務員OB

が占める割合については、省庁ごとに主管の特殊

法人、特殊会社を通じて三分の一以内となるよう

公務員OBの数を削減するという、こういうルー

ルを設けております。

こういうルールに沿つてこれから適材適所の人

事を行つていただきたいといふふうに思いますし、最

終的には株主総会を経た後に財務大臣の認可とい

う形になります。御指摘のようなことにならない

よう十分注意をしていただきたいと思います。

○中西健治君 十分注意していくのであれば、財

務省のための組織の分離ではないということであ

ることであれば、今後、財務官僚経験者がJBIC

の役職に就任しないことを明言できますでしょう

。どうもありますがどうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。

法案については後の討論で触れたいと思います

ので、先ほど民主党の田中直紀先生からあつた原

発の仮払い補償金制度の問題ですが、種々田中さ

んが指摘された問題点がありますが、その中の一

つなんですけれども、二十六日から原発事故によ

る避難者に対して東電から仮払い補償金の支払が

開始をされました。対象は、避難区域、屋内避難

地域など、要するに原発から三十キロ圏内の方々

でございます。

ところが、地図をお配りいたしましたけれど

も、田中さんの地図の方が詳しいですが、そちら

の方を見てもらつても結構ですけど、要するに、

同じ市、同じ町の中で三十キロ圏内と圏外を抱え

るところがござります。これらのところでは、も

う最初のこの三十キロの線引きで仮払い補償金が

支払われる支払われないで、住民感情をもうそ

が、政府はそのときには天下りではないと、あつせんがなかつたから天下りではないといふふうに思つてます。

が始まって大混乱が生まれております。

した。

ところが市としては、その三十キロの線で、この線そのものがいいかげんな話で、放射能がこんなきれいに拡散するわけじやありませんからおかな話なんですねけれども、市としては、そんな十キロで住民を差別することはできないというこ

したがつて、その四月十五日の政府の指示といふのは、決定といふのは、何か法的拘束力があるとか、それ以上東電はやつちやいけないとか、そういうものではないといふうに思いますが、その点ちょっと確認をお願いしたいと思います。

委員御指摘のとおりに、今月十五日に原子力発電所の事故による経済被害対応本部で決定しました原子力災害被害者に対する緊急支援措置、これは、避難区域の設定に伴いまして着のみ着のままでとにかく大急ぎで避難している方々の窮状に鑑みまして、東京電力が生活資金としての仮払い補償金を速やかに交付する必要性を政府として示し

たものと こういうことでござります。
この決定は東京電力を法的に拘束するものでは
ありませんけれども、同日に東京電力は厳しい生

活を余儀なくされている避難住民の方々に対して
仮払い補償金の支払を決定して、今月の二十六日
から実際の振り込みを開始したものというふうに

○大門実紀史君 今言われたとおり、政府の四月
承知をしております。

十五日の話というのは法的拘束力とか強制力とかあるわけではないと。促したといいますか、早くやれということだったと思います。したがつ

て、それならば東京電力が自分の判断で、この政府の指示の範囲を超えて独自の判断で、例えば三十キロ圏外の人にも返払い補賞金を出すとか、要

するに東京電力独自の判断で、政府の四月十五日の指示を超えて仮払い補償をやることは十分東電の判断でやつていいわけですね。

したけれども、この第一原子力発電所の半径三キロメートル圏内の住民の方々には、いわゆる最初に避難区域を設定いたしまして、それで、避難を余儀なくされて本当に生活資金にも事欠くということで、大変厳しい生活を強いられているということは御説明いたしました。

としての仮払い補償金を一刻も早くお届けすると

て逃れちゃつて いるわけです、 東京電力は。

いう必要性を示したものでございまして、これ以外の住民の方々に対して東京電力の判断で仮払い補償金の支払を妨げるものではないのではないかというふうに思っています。同時に、この圈内で新たしくまた計画的避難区域というのも設定いたしました。

今の話だと十分東京電力が判断すればできるわけですが、特に南相馬とか、今度、飯館の方は計画的避難区域に入れば対象になると思いますけど、南相馬のこの三十キロ圏外のところはずつとならないんです、このまま行くと、この線引きを守られちゃうと。しかし、南相馬市としては全住

ましたし、そこも同じようにこの判断に基づいていくと。

三十キロにしていますけれども、その市町村の判断で、それに接続している一つの字とか一つの市町村の区切りとかありますから、はみ出していっている部分についても、これは正当な理由もございまして、そういうところについてはきちっと柔軟に対応していくこうというふうにしているところで

すよね。今の話で、東電の独自の判断で、だから、そういうことですね、さつき独自で判断できるということは、いかがですか。

を出すことは可能だということだというふうに今お聞きいたしました。

してそこも同等に扱おうということ。同時に、やつぱり字とか、そういうことで一つの市町村で

東電にあると私は思います。

示を出して、それで一緒に納得して出ていったということであれば、これは当然そういうものの対象になると思つていますし、現に今度の緊急特の

しないでくれというようなことを申し入れたときに、東京電力の副社長は何と言つて いるかといふと、これはもうそういうふうに思つていると十キロで区別できるものじゃないと、何と、それ

私は承知しております。
○大門実紀史君　いやいや、そうじやなくつて、
話合いは行われていないんですよ、拒否している
んですから。

きていく中で、国際競争が厳しくなってきているときに、やっぱりこういう時期こそその機能強化を図ることが大事であると、そういう認識の下に、言つてみれば、統合による総括的な部分もありますけれども、むしろこの三年間による世界の環境の劇的な変化に対応していくくという趣旨の下の今回は法改正であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

しかも、JBICの担当するものは大型化、

長期化して、しかも少数ですから、委員御指摘のとおり、目利きのできる、適材適所というものが基本だらうというふうに思いますので、そのことを心掛けていきたいというふうに思います。

○中山恭子君 今の中堅社会の厳しい状況を考えますと、これから日本にとってこの国際協力銀行の果たす役割というのは非常に大きいと思っておりますので、是非しっかりと仕事をしていただきたいと思います。

また、今回、大型のインフラ案件についての対応がいろいろ考えられているということでございまして、また重点国、重点分野を中心作業をしていくということをございます。

調査会というのを参議院の中で持つておりますて、JBICの方にも参加していただきまして、水インフラ事業というものについていろいろお話を伺いました。

水インフラというものが、水の問題というのはこれから世界で非常に大きなテーマになると考えておりますし、この水インフラ事業というのも大きな伸びを示すであろうと考えておりますので、そういった今後インフラ投資の大きな増大が見込まれるこういった問題で、是非、日本が持っている技術、それから地方公共団体も入ると思いますが、そういったところを統合した形で各地で仕事をしていただきたいと思っております。それともう一つ、ついでお伺いしますが、重点国というのが入っているんですが、これまでのJBICの動きを見ておりますとある

程度場所が限られていて、例えば旧ソ連圏の各国に対するJBICの仕事というのは非常に限られていますものではないかと考えておりますが、ソ連圏に含まれていた地域というのは経済的にもモニカルチャーで仕切られたとか、ただ開発途上というだけではない問題を抱えていますので、その地域の国が発展に大変大きな役割を果たすと考えています。

そういう意味で、日本からの支援というのはこの地域の国が発展に大変大きな役割を果たすと考えています。

そういう意味で、重点分野、水インフラ事業の問題、それから地域の拡大についても偏らない形で日本が大きな役割を果たせる地域に対してもっと積極的に仕事をしていただきたいと思っております。これは大臣がいいのか副総裁がいいのか、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに水が行かないという問題、それから各国で都市化が進行することによって下水の処理が非常に問題が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどういう需要が出てくるかといいますと、いろんな予測があるのですが、例えば二〇二五年においては八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるということが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水仕事をさせていただいておりますけれども、例えば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モルディブといういわゆるインド洋の島国において上水道の処理を日本の企業がやることになりまして、これについては既に幾つかの実績がござります。そこで、中央アジア、ウズベキスタンなども、ソ連時代、もう四、五十年前に造られたもので、ちょっと飲めないような状況でございまして、水の問題と併せて中央アジアというのは非常に大きな市場であると考えておりますので、その点よろしくお願ひいたします。さらに言えば、日本も本邦では上下水道の更新しなければいけないと

国におきましてもいろんな需要が出てまいりますので、それについて、海外の企業、あるいは日本の中でも例えば北九州市のように非常に積極的に対応されている地方公共団体とも相談をしながら、それにどういう形での支援を私どもができるかということを今一生懸命やらさせていただいているというところでございます。

それから二つ目の方は、後ほど大臣からもあるかもしれません、旧ソ連圏、CISの、特にスタン五つの国と言われている中央アジアの国について、確かに、これまで五つの国合わせまして四千億円強の融資をしているというところでござりますけれども、ただ、現状を眺めてみると、やはりどちらかというと紡績業といった古典的なものにや集中をしておりましたけれども、実際の現地の状況を見ていますと、天然ガスあるいはウランといったいろんな意味での天然資源、それから場合によってはレアメタルというものについても非常に大きなポテンシャルがあるということをございますので、日本の企業も、まあ韓国企業と競争しながらというところもござりますけれども、非常に関心を持ち始めておりますので、そういう点についても我々としては考えていただきたいと思っております。

去年五月にタシケントに行きました、現地で閣僚あるいは大統領ともお話をしまして、非常に日本に対する期待が大きいということを私どもも受け止めましたので、それを踏まえて対応をさせていただければというふうに思つております。

以上でございます。

○中山恭子君 もう一問よろしいでしょうか。

○委員長(藤田幸久君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

○御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○中西健治君 私は、本法案に対しまして、反対の立場から討論を行わせていただきます。

元々、平成二十年、二〇〇八年に行われました政府系金融機関改革は、政策金融は中小零細企業、個人の資金調達支援、国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融・円借款における機能に限定し、それ以外は撤退するという基本方針の下、簡素で効率的な政府を実現するため行われたものであります。

かかる方針の下に、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫は株式会社化され民営化を目指すこととした一方、民営化を前提としない国際協力銀行

ちよつとひどい状況ですので、お願ひしたいと思います。

また、もう一点だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JBICを通じての貢献も必要だと思いますが、それは私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロシアはやっかり外交を考えたときも、対中、対ロシアで日本が大きな役割を果たせる地域に対してもっと積極的に仕事をしていただきたいと思っております。これは大臣がいいのか副総裁がいいのか、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに水が行かないという問題、それから各国で都市化が進行することによって下水の処理が非常に問題が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

ら、中米あるいは南米あるいは他のアジアの

方が、もう一點だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウ

ズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JB

ICを通じての貢献も必要だと思いますが、それ

は私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロ

シアで日本が大きな役割を果たせる地域に対して

もっと積極的に仕事をしていただきたいと思って

おります。これは大臣がいいのか副総裁がいいの

か、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに

水が行かないという問題、それから各国で都市化

が進行することによって下水の処理が非常に問題

が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

ら、中米あるいは南米あるいは他のアジアの

方が、もう一點だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお

考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウ

ズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JB

ICを通じての貢献も必要だと思いますが、それ

は私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロ

シアで日本が大きな役割を果たせる地域に対して

もっと積極的に仕事をしていただきたいと思って

おります。これは大臣がいいのか副総裁がいいの

か、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに

水が行かないという問題、それから各国で都市化

が進行することによって下水の処理が非常に問題

が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

ら、中米あるいは南米あるいは他のアジアの

方が、もう一點だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお

考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウ

ズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JB

ICを通じての貢献も必要だと思いますが、それ

は私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロ

シアで日本が大きな役割を果たせる地域に対して

もっと積極的に仕事をしていただきたいと思って

おります。これは大臣がいいのか副総裁がいいの

か、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに

水が行かないという問題、それから各国で都市化

が進行することによって下水の処理が非常に問題

が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

ら、中米あるいは南米あるいは他のアジアの

方が、もう一點だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお

考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウ

ズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JB

ICを通じての貢献も必要だと思いますが、それ

は私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロ

シアで日本が大きな役割を果たせる地域に対して

もっと積極的に仕事をしていただきたいと思って

おります。これは大臣がいいのか副総裁がいいの

か、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに

水が行かないという問題、それから各国で都市化

が進行することによって下水の処理が非常に問題

が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

ら、中米あるいは南米あるいは他のアジアの

方が、もう一點だけ。サムライボンドについ

て、これはやはり円の国際通貨としての位置や信

用性を確保していく上で非常に重要な問題だと

思つておりますので、この点についてどのようにお

考えか、お話しいただければと思います。

○國務大臣(野田佳彦君) 今のお質問の前に、ウ

ズベキスタン等いわゆるスタンというのは、JB

ICを通じての貢献も必要だと思いますが、それ

は私はやっぱり外交を考えたときも、対中、対ロ

シアで日本が大きな役割を果たせる地域に対して

もっと積極的に仕事をしていただきたいと思って

おります。これは大臣がいいのか副総裁がいいの

か、どちらでお答えいただければと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、前段の水の方の問題でござりますけれども、やはり世界的にまだ山間部等貧しい人たちに

水が行かないという問題、それから各国で都市化

が進行することによって下水の処理が非常に問題

が起こっているということがいろんな局面で起つておられることがあります。

こういうものに対する対応としてこれからどう

いう需要が出てくるかといいますと、いろんな予

測があるのですが、例えば二〇二五年においては

八十七兆円ぐらのニーズが世界的に起こるとい

うことが言われているところでございます。

そういう中で、私どもも、これまで経産省の水

仕事をさせていただいておりますけれども、例え

ば東京で水をつくるという仕事、まずはこれがござれば中東で水をつくるという仕事、まことに既に幾つかの実績がござります。それから、最近でござりますと、モル

ディブといういわゆるインド洋の島国において上

水道の処理を日本の企業がやることになりまし

たけど、それについてのファイナンスもさせてい

ただいているというところがございます。それか

の国際金融部門については株式会社日本政策金融公庫の中に組み入れることとしたものであります。

しかるに、ただしさえ政府は日本政策投資銀行等の株式売却の時期を遅らせようとしている中、今般の法案は国際協力銀行を機能強化の名の下に組織まで分離して、再び大きな政府金融、政策金融に戻そうというものであり、さきの国会で政策金融改革の着実な達成を図るために法案を提出しておりますみんなの党としては、とても賛成できるものではありません。

まず、機能強化については、我が国企業のインフラ分野その他の戦略的海外投融資の重要な性を勘案したとしても、本法案で掲げられている機能強化は、民間金融機関が業務として行っているものであり、先進国輸出金融、短期のつなぎ資金供与、MアンドA支援貸付けなどにJBICが関与することは民業の圧迫になりかねないと懸念をするところであります。

次に、組織分離ですが、財務大臣はJBICの将来的な民営化について明確に否定しておられました。民営化されない組織の分離独立の必然性はありません。本法案で、会社の目的、組織、会計経理等が現行の株式会社日本政策金融公庫法の規定をそのまま引き継ぐ形となつてることからも、また機能強化のうち先行実施可能なものについても十分に実施可能であることは明らかだと思います。本法案は、財務省の先輩に肩身の狭い思いをさせない、そして将来的に居心地の良い天下り先を確保するため、財務省が自身のために行っている制度改革と言わざるを得ず、みんなの党としては本法案に反対するものであります。

○大門実紀史君 本法案に反対の討論を行います。

本法案は、現行法では途上国向けに限定されて

いるインフラ関連の輸出金融を先進国向けにも可能とするものであり、その輸出金融の対象には原子力発電も含まれております。福島第一原発の事故を契機に従来の原発推進行政の見直しが求められているときに、海外への原発販売を支援する法案に強く反対をいたします。

以上。

○委員長(藤田幸久君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

株式会社国際協力銀行法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤ゆかりさんから発言を求められておりますので、これを許します。佐藤ゆかりさん。

○委員長(藤田幸久君) 私は、ただいま可決されました株式会社国際協力銀行法案に対し、自由民主党及び公明党の両派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

株式会社国際協力銀行法案に対する附帯

決議(案)
政府は、次の事項について、十分分配慮すべき

である。

一 東日本大震災により影響を受けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること。

一 国際協力銀行役員等人事においては、所管省庁からの「天下り」を控えるなど、政府として不適切な人事の厳格な監視・監督を行うこと。

一 外国為替資金特別会計の外貨資金等を積極

的に活用し、国際協力銀行が民間金融機関を補完するためのパッケージ型インフラ海外展開案件を始めとする我が国企業の海外ビジネス支援を一層積極化させるよう努めること。

一 我が国企業の海外事業に対する効率的かつ効果的な支援を実施するため、国際協力銀行は、世界で活躍できる専門的人材の採用、育成を進める一方、内部組織を簡素かつ効率的なものとし、無用な組織の肥大化が生じることのないよう適切に配慮すること。

一 國際協力銀行が政府全額出資であることを踏まえ、長期・大型案件等に係るバランスシート上のリスク管理に留意するとともに、リスク資産の流動化等による一層のバランスシートの効率化に努めること。

一 我が國の中堅・中小企業の海外進出支援について、融資スキームの活用のみならず、情報提供や相談事業の拡充を図ること。

一 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社国際協力銀行の設立の準備期間において、円滑な分離を実現するため最大限の配慮を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤田幸久君) ただいま佐藤さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 多数と認めます。よつて、佐藤さん提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野田財務大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。野田財務大臣。

○国務大臣(野田佳彦君) ただいま御決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(藤田幸久君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 次に、預金保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。自見内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(自見庄三郎君) ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法に基づき、整理回収機構において、住専債権の回収等が平成二十三年十二月を目途として完了するものとされていることを踏まえ、新たな予算措置を回避しつつ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い整理回収機構の機能を見直す等の措置を講じるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

住専債権の回収等に伴い生じたいわゆる二次損失の政府負担分の処理について、住専債権の簿価超回収益等のほか、整理回収機構の協定後勘定の利益を活用することとしております。また、善良な借り手に配慮するとともに悪質な債務者に対し厳正な回収を継続するため、この法律案の施行の際に整理回収機構の住専勘定に属する住専債権について、同機構の協定後勘定への移管を可能にすることとしております。

次に、整理回収機構の業務について公的に求めます。

れる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第十五条の四 再承継を行う金融機関(次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。)又は再承継を行う銀行持株会社等(以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。)は、機構が、再承継を行つたことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部(承継協定銀行の資産の一部を機構が買取の場合にあっては、その買取される資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に承継させる吸収分割

二 新設分割設立銀行と合併する金融機関が存続する合併

三 新設設立銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

四 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部(承継協定銀行の資産の一部を機構が買取の場合にあっては、その買取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

五 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産(当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。)

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産(当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。)

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産(当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。)

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

7 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一条第一項中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第六項第

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六条第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関、承継協定銀行及び銀行持株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、再承継(第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。)のあつせんを行ふことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項まで

の規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五

条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関につい

て、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を受けた再承

継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。)又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第二項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八

条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)について、それぞれ準用す

る。この場合において、第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第

九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、同条第四項中前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する前条第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高い」とあるのは「再承継」と、同条第四項及び第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」等」とあるのは「再承継」と、同条第四項及び第五項中「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、「二号中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、「二号中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定回収困難債権の買取りの委託等)

第十五条の五 機構は、第一百一条の二第三項の規定により金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わって当該特定回収困難債権の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構が前項の規定により特定回収困難債権の買取りを委託する場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買取りを行ふことを委託することができる。

3 第二項の規定による特定回収困難債権の買取りを委託する場合において、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買取りを行ふことを委託することができる。

十五条中「附則第七条第一項第六号に掲げる業務」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第六号に掲げる業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

附則第十八条第一項第二号中「第三十四条第四号」を「第三十四条第五号」に改める。
附則第二十一条の次に次の二条を加える。
(区分経理の特例等)

第二十一条の一 附則第八条の二第一項に規定する債権処理会社(以下この項及び次条第三項において「債権処理会社」という。)及び協定銀行は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号及び附則第八条の二第二項第二号の規定にかかわらず、債権処理会社の業務の終了のため、同法第八条に規定する譲受債権等であつて預金保険法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の際現に特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する勘定に属するもの(以下この条において「住専債権」という。)を当該勘定から協定後勘定に移転することができる。この場合において、協定銀行はその移転した住専債権の額に相当する金額を、協定後勘定から同号に規定する勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により協定後勘定に移転した住専債権については、附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等とみなして、附則第七条から第九条まで及び第十条の二から第十五条までの規定により協定後勘定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、附則第七条第一項中「資産又は」とあるのは「資産」と、「の管理」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した同項に規定する住専債権の管理」と、附則第十一項中「又は特別協定」とあるのは「特別協定」と、「について」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一

項の規定による繰入れのために必要とする資金について」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する特別措置法第八条に規定する損失を補填するために必要な金額を同法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができ

る。
附則第二十二条に次の二条を加える。
3 前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理会社については、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)附則第二十三条第二項各号に掲げる事実が生じた法人とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第十二条第二号の承認の日以後十五年を経過する日」とする。

附則第二十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第一百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第一百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

4 第百四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第一百一条第七項」とあるのは、「、第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」とする。

5 第百四十七条の規定の適用については、同条第二号中「及び第一百八条第四項」とあるのは、「、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項」とする。

6 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五第八項」とする。

7 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

8 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

9 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

10 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

11 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

12 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

13 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

14 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

15 第百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

綱金融機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二条を加える。

6 附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるのは、「一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第五条の五に規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とする。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

四 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五」とする。

五 第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

六 第五十一条第二項に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

七 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

八 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

九 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十一 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十二 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十三 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十四 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十五 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十六 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十七 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十八 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十九 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

7 附則第十五条の五に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるのは、「一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第五条の五に規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とする。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

四 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五」とする。

五 第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

六 第五十一条第二項に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

七 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

八 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

九 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十一 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十二 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十三 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十四 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十五 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十六 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十七 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十八 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

十九 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

二十 第一百五十二条第一項の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

行」の下に「(同法附則第十五条の二第三項の規定により当該承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。)」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第四項第六号中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に、「及び第百十一条第二項」を「同法第一百十一条第二項」に改め、「特別危機管理銀行」の下に「及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行(同法第四項第十四条に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。)」を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第四条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に、「事業又は」を「事業若しくは」に改め、「債務」の下に「又は移管措置(附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。)により協定後勘定(附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。)に移した資産及び負債」を、「買い取った資産」の下に「又は同条第七項に規定する措置により協定後移した資産」を、「関する協定」の下に「附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、」を加え、「次条第一項第二号の二」を「次条第一項第二号の三」に改める。

第五十四条第二項中「第二号の二」を「第二号の三」に、「及び第六号」を「第四号の二及び第六号」に、「前号」を「前二号」に、「準用する前号」を「準用する第四号」に改める。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)
第五条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百三十八号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中「及び第百五条第一項」を「、第百五条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び第百五条第二項」を「、第百五条第二項及び附則第十五条の四第一項」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「及び第一百一条第一項」を「、第百一条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改める。

第十七条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第十九条第四項の表中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第三十四条の二中「及び第百五条第一項」を「、第百五条第一項及び附則第十五条の四第一項」に改める。

第五十二条第二号に改める。

第五十四条中「第百五十二条第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年五月十三日印刷

平成二十三年五月十六日発行

參議院事務局

印刷者
國立印刷局

F